



議 会 要 覧



からかさやま
傘山から飯島町を望む

令和5年4月

飯 島 町 議 会

議 会 要 覧 目 次

1	飯島町議会構成	
(1)	議員名簿	1
(2)	議員数	2
(3)	構成	2
(4)	正副議長及び各委員会	3
(5)	議員定数及び議会構成の変遷	4
(6)	議長等の任期	5
(7)	政党所属の状況	5
(8)	年齢別議員数	5
(9)	在職期間別議員数	5
(10)	職業別議員数	5
2	議会運営等の状況等	
(1)	本会議	6
(2)	常任委員会	7
(3)	特別委員会	7
(4)	議会運営委員会	7
(5)	議会全員協議会	7
(6)	議会広報	7
(7)	議員定数報酬等検討小委員会	8
(8)	議員懇談会（各団体）	8
(9)	住民懇談会	8
(10)	行政視察研修	8
(11)	研修会	8
(12)	要請活動	8
(13)	住民協働事業への参加	8
(14)	その他	8
3	意見書の議決状況	9
4	決議の議決状況	19
5	長野県町村議会議長会表彰被表彰者名簿	21
6	全国町村議会議長会表彰被表彰者名簿	22
7	歴代飯島町議会正副議長名簿	23
8	歴代飯島町議会議員名簿	24
9	議員報酬等	
(1)	報酬	36
(2)	期末手当支給率	37
(3)	議員報酬の改定経緯	37

－ 資料編 －

1 議会関係条例

○飯島町議会基本条例	39
○飯島町議会の議員の定数を定める条例	45
○飯島町議会定例会の回数を定める条例	45
○飯島町議会委員会条例	46
○飯島町議会の個人情報の保護に関する条例	55
○飯島町議会事務局設置条例	75

2 意見書・決議書（令和4年4月1日～令和5年3月31日議決）

○インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書	76
○ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書	78
○水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める意見書	79
○「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書	80
○不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書	82
○安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書	84
○肥料高騰対策を踏まえた支援の拡充を求める意見書	86
○第19号議案 令和5年度飯島町一般会計予算に対する付帯決議	87

1 飯島町議会構成

(1) 議員名簿

任期 令和3年4月1日～令和7年3月31日

(令和5年4月1日現在)

議席	氏名	自治会	党派	所属委員会	当選回数
1	伊藤 秀明	本郷第六	公明党	総務産業委員会	1回
2	坂井 活広	北村	無所属	社会文教委員会	1回
3	折山 誠	新田	無所属	総務産業委員会	3回
4	坂本 紀子	新田	無所属	社会文教委員会	5回
5	宮脇 寛行	南割	無所属	総務産業委員会	1回
6	浜田 稔	本郷第一	日本共産党	総務産業委員会	4回
7	三浦 寿美子	本郷第六	日本共産党	社会文教委員会	7回
8	堀内 学	鳥居原	無所属	社会文教委員会	1回
9	星野 晃伸	中町	無所属	社会文教委員会	1回
10	片桐 剛	豊岡	無所属	総務産業委員会	1回
11	吉川 順平	鳥居原	無所属	総務産業委員会	1回
12	久保島 巖	豊岡	無所属	社会文教委員会	4回

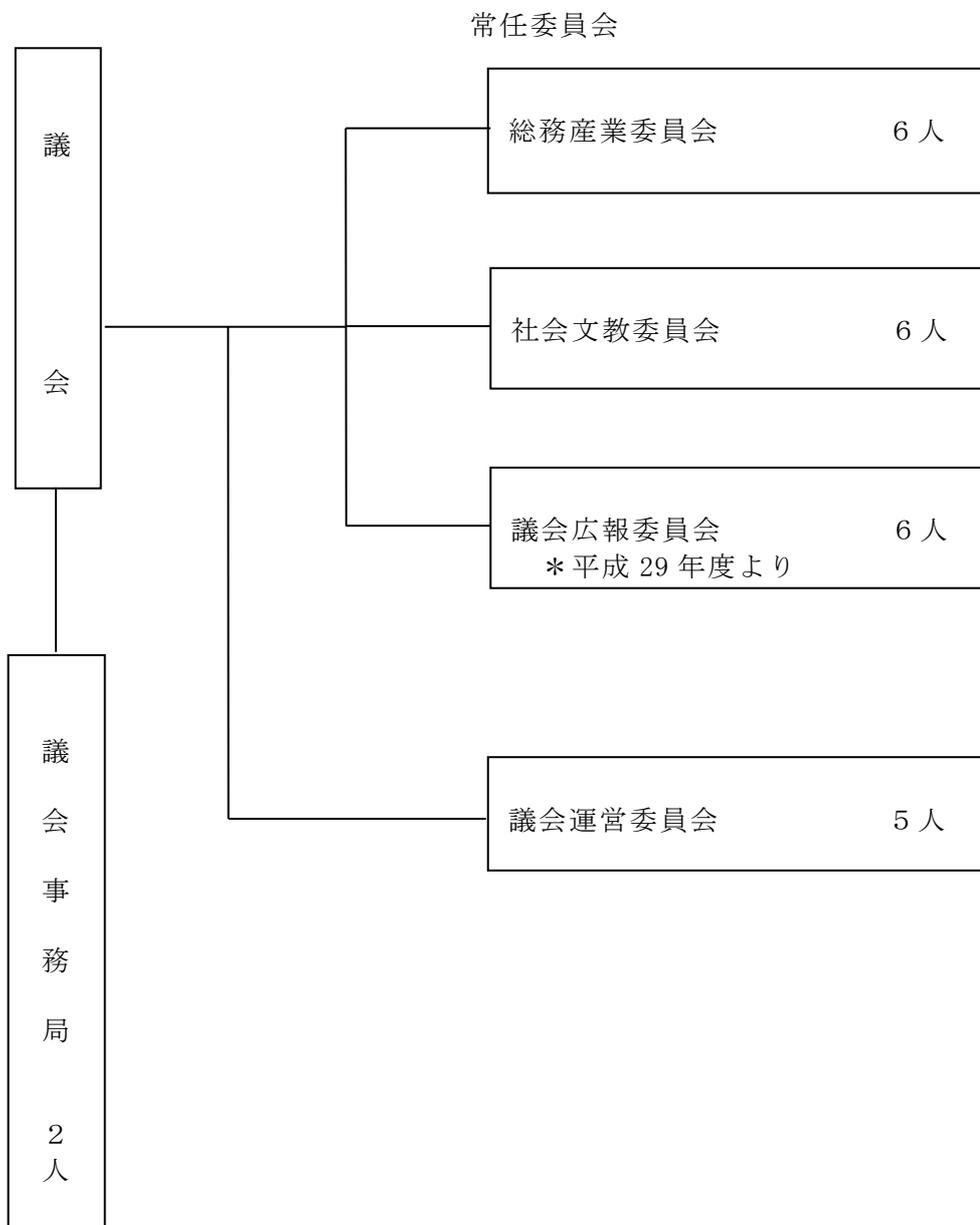
議会事務局 局長 林 潤 (令和2年4月1日～)

書記 松下 知冬 (令和5年4月1日～)

(2) 議員数 (令和5年4月1日現在)

区分	議員数
法定数	地方自治法の改正（平成23年法律第35号）により議員定数の上限値の撤廃
条例定数	12人

(3) 構成 (令和5年4月1日現在)



(4) 正副議長及び各委員会 (令和5年4月1日)

議 長	久 保 島 巖
副 議 長	吉 川 順 平

① 常任委員会

(令和5年4月1日)

委員会 職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会
委員長	宮 脇 寛 行	星 野 晃 伸	堀 内 学
副委員長	片 桐 剛	堀 内 学	坂 本 紀 子
委 員	伊 藤 秀 明 折 山 誠 浜 田 稔 吉 川 順 平	坂 井 活 広 坂 本 紀 子 三 浦 寿美子 久 保 島 巖	伊 藤 秀 明 坂 井 活 広 宮 脇 寛 行 片 桐 剛

(委員は議席順)

*議会広報委員会は平成29年度から常任委員会

② 議会運営委員会

(令和5年4月1日)

委員長	坂 井 活 広
副委員長	星 野 晃 伸
委 員	伊 藤 秀 明 宮 脇 寛 行 堀 内 学

(委員は議席順)

(5) 議員定数及び議会構成の変遷

- 昭和 31 年 9 月 30 日 ・旧飯島町、七久保村合併
- 31 年 10 月 4 日 ・町村合併後の初議会開会、議員数 37 人
・ 4 常任委員会（総務・社会文教・経済・土木）をもって発足
- 32 年 4 月 1 日 ・合併後第 1 回選挙による議員任期開始
・ 議員定数 24 人（法定数 26 人）
- 44 年 4 月 1 日 ・議員定数を 22 人とする（昭 42・飯島町条例第 28 号）
- 52 年 4 月 1 日 ・議員定数を 20 人とする（昭 51・飯島町条例第 29 号）
- 62 年 4 月 1 日 ・議員定数を 18 人とする（昭 61・飯島町条例第 26 号）
・ 常任委員会を 3 委員会（総務・厚生文教・建設経済）とする。
- 平成 3 年 9 月 26 日 ・議会運営委員会を条例により設置（平成 3・飯島町条例第 16 号）
- 9 年 4 月 1 日 ・行政改革に伴い常任委員会の名称（総務・社会文教・産業建設）及び所管事項を改正
- 11 年 3 月 17 日 ・議会報編集特別委員会を設置
- 11 年 3 月 24 日 ・次期一般選挙から議員定数を 16 人とする条例改正（平 11・飯島町条例第 14 号）
- 12 年 3 月 24 日 ・議員の定数を定める条例を制定（定数 16 人）
（飯島町議会議員の定数を減少する条例を廃止 平 12・飯島町条例第 21 号）
- 13 年 4 月 1 日 ・議員 16 人となる。
- 15 年 1 月 1 日 ・地方自治法の改正により人口 1 万人以上 2 万人未満の町村議会議員の法定数は 22 人となる。（改正前 26 人）
- 16 年 6 月 1 日 ・議員定数を定める条例の一部改正（定数 16 人を定数 12 人）次期一般選挙から適用する。（平 16・飯島町条例第 14 号）
- 16 年 12 月 17 日 ・議員定数 12 人となるため常任委員会を 2 委員会制とする条例改正（平 16・飯島町条例第 20 号）（総務産業委員会 6 人、厚生文教委員会 6 人 17.4.1 適用）
- 17 年 4 月 1 日 ・議員 12 人となる。
- 18 年 4 月 1 日 ・町の組織機構改革に伴い常任委員会の名称及び所管事項を改正（厚生文教委員会を社会文教委員会に変更 平 18・飯島町条例第 20 号）
- 21 年 2 月 10 日 ・議会ホームページ運営特別委員会を設置
- 25 年 4 月 1 日 ・議会広報委員会を設置（議会報編集特別委員会及び議会ホームページ運営特別委員会を廃止）
- 28 年 6 月 1 日 ・常任委員会所管事項条例改正（平 28・飯島町条例第 10 号）（住民税務課所管事項 総務産業委員会から社会文教委員会へ所管替え）
- 29 年 4 月 1 日 ・議会広報委員会を常任委員会とする条例改正（平 29・飯島町条例第 8 号）

(6) 議長等の任期 (申し合わせ)

議長・副議長	2年
正副常任委員長	2年
常任委員会委員	2年
正副議会運営委員長	2年
議会運営委員	2年

(7) 政党所属の状況 (令和5年4月1日現在)

政党名	人数
公明党	1人 (内女性0人)
日本共産党	2人 (内女性1人)
無所属	9人 (内女性1人)
合計	12人 (内女性2人)

(8) 年齢別議員数 (令和5年4月1日現在)

年齢区分	30~39	40~49	50~59	60~69	70以上	合計	
						人数	平均年齢
議員数	1人	2人	0人	4人	5人	12人	62.3歳

(9) 在職期間別議員数 (令和5年4月1日現在)

区分	4年以下	4年を超え 8年以下	8年を超え 12年以下	12年を超え 16年以下	16年を超え 20年以下	20年以上
議員数	7人	0人	1人	2人	1人	1人

(10) 職業別議員数 (令和5年4月1日現在)

区分	農林業	自営業	会社役員	その他	合計
議員数	3人	5人	0人	4人	12人

2 議会運営等の状況等 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(1) 本会議

① 定例会開催状況

定例会	会期	本会議日数
6月定例会	13日 (R04 6/3～6/15)	4日
9月定例会	14日 (R04 9/2～9/15)	4日
12月定例会	流会	日
3月定例会	15日 (R05 3/3～3/17)	4日

② 臨時会開催状況

回数	開催日数	本会議日数
5回 (R04 5/25、10/27、12/9～12/20 R05 1/31、3/29)	16日	7日

③ 付議事件等

年間審議案数 94件 (町長提出 82件 議員提出 12件)

ア 町長提出議案の内容

区分	件数	区分	件数
条例	28	決算認定	6
予算	33	人事・その他	15
専決処分 (法179条のみ)	(内書4)	合計	82

イ 議員提出議案の内容

区分	件数	区分	件数
条例	1	規則その他	1
意見書	8	修正案(条例)	0
決議	2	合計	12

④ 一般質問者数

(単位 人)

区分	6月	9月	(第5回臨時 会緊急質問)	3月	合計
質問者数	11	10	5	9	35

⑤ 傍聴者数 (単位 人)

区分	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度	R4年度
傍聴者数	135	154	143	111	146	79

(2) 常任委員会

① 常任委員会

区分	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会	合計
会期中	8日	7日	0日	15日
閉会中	8日	3日	20日	31日

(3) 特別委員会

区分	委員会			総務産業分科会			社会文教分科会		
	定例会	臨時会	計	定例会	臨時会	計	定例会	臨時会	計
予算	4日		4日	4日		4日	4日		4日
決算	3日		3日	3日		3日	3日		3日

* 構成

- ・ 決算特別委員会 議長及び議会選出監査委員を除く10名
- ・ 予算特別委員会 議長を除く11名

* 分科会設置 総務産業分科会、社会文教分科会

※ 予算・決算特別委員会については、11月18日全員協議会にて廃止を決定

(4) 議会運営委員会 開催回数 10回 (延数)

定例会における特別委員会方式について、議場への国旗掲揚について、住民懇談会について他

(5) 議会全員協議会 開催回数 18回

(6) 議会広報

① 「いいじままち議会だより」 4回発行 (第98号～第101号)

100号突破記念特集 (第100号、第101号)

② 「議会広報モニター制度」

- ・ 議会広報への意見募集

議会広報モニター 9名

(7) 議員定数報酬等検討小委員会 開催回数 5回 (内オンライン1回)

令和3年12月16日 設置

飯島町四区連絡協議会提出の陳情について検討

(8) 議員懇談会 (各団体)

- ① 総務産業委員会 商工会 (令和4年8月30日)
農業経営者 (令和4年11月4日)
- ② 社会文教委員会 民生児童委員会 (令和4年9月20日)

(9) 住民懇談会

新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、各自治会にて開催 (11自治会)

(10) 行政視察研修

- ① 総務産業委員会 トレーラーハウス、町営住宅、消防詰所など
- ② 社会文教委員会 おひさまハウス

(11) 研修会

長野県町村議会議長会 議員研修会 (令和4年7月14日)
上伊那広域連合管内研修 (令和4年10月21日)
伊南市町村議会連絡協議会 議員研修会 (令和4年10月26日)
中部伊那町村議会協議会 議員研修会 (令和4年11月24日)

(12) 要請活動

中部伊那町村議会協議会 県知事提言活動 (令和5年2月8日)

(13) 住民協働事業への参加

- ① 植栽ボランティア活動

(14) その他

- ① オンライン配信
定例会 (本会議、一般質問、特別委員会)
6月、9月、3月
臨時会 (本会議)
令和4年第3回 ~ 第5回
令和5年第1回、第2回
- ② 議員新型コロナウイルス感染拡大による12月定例会の流会
令和4年第5回臨時会 (R4.12.9~R4.12.20) 開催により対応
議員新型コロナウイルス感染調査委員会の設置 (開催3回)
- ③ 飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 (9月定例会)
- ④ 議会構成替え (令和5年第2回臨時会)

3 意見書の議決状況

(平成12年～令和4年3月)

議決年月日		意見書件名
平成12年	第3回臨時会 3/16 議決	・道路特定財源制度の堅持を求める意見書
	6月定例会 7/5 議決	・35人学級の早期実現と教職員定数引き上げに関する意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
	9月定例会 9/22 議決	・地震防災特別措置法の改正に関する意見書
	12月定例会 12/20 議決	・介護保険の改善と国の財政措置を求める意見書 ・国民本位の公共事業の推進と執行体制の拡充を求める意見書 ・育児・介護休業法の拡充と保育施策の拡充を求める意見書 ・地域農業の持続的発展に関する意見書
平成13年	3月定例会 3/5 議決	・平成13年1月降雪災害復旧対策に関する意見書
	6月定例会 6/19 議決	・地方交付税の堅持等に関する意見書 ・道路特定財源の堅持に関する意見書 ・35人学級の早期実現と教職員定数引き上げに関する意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
	12月定例会 12/19 議決	・国民本位の公共事業の推進と天竜川上流工事事務所の機構拡充を求める意見書 ・「核兵器廃絶の明確な約束」実行を核兵器保有国に求める意見書 ・WTO新ラウンドにおける日本提案実現・食料自給率向上等を実現する基本政策確立と予算確保並びにBSE（牛海綿状脳症）対策強化に関する意見書
平成14年	3月定例会 3/20 議決	・難病対策及び小児慢性特定疾患対策の充実と、医療制度の改革にあたって難病患者・長期慢性疾患患者・障害者・高齢者の負担を増やさないことを要望する意見書
	6月定例会 6/19 議決	・「有事関連三法案」の慎重審議を求める意見書 ・森林・林業・木材関連産業政策と新たな予算の確立に関する意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書 ・30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書 ・長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書 ・雇用の危機突破を求める意見書
	12月定例会 12/18 議決	・北朝鮮拉致問題の徹底解明を求める意見書

平成 15 年	3月定例会 3/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・町村自治の確立に関する意見書 ・不戦平和の意見書
	6月定例会 6/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書 ・「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書 ・30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書 ・長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書
	12月定例会 12/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる年金制度の確立を求める意見書 ・イラクでの人道復興支援等のための自衛隊派遣に関する意見書
平成 16 年	3月定例会 3/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書 ・消費者保護基本法の見直しに関する意見書
	6月定例会 6/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長に関する意見書 ・長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書 ・30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書
	9月定例会 9/21 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心できる生活基盤を確保する河川・砂防事業推進に関する意見書 ・中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書 ・郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書 ・地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書
	第3回臨時会 10/4 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心できる生活基盤を確保する治山事業の推進に関する意見書
	12月定例会 12/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書
平成 17 年	6月定例会 6/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書 ・30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書 ・長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書 ・拙速に結論を出さず、県民合意の高校教育改革を求める意見書
	第4回臨時会 8/1 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校改革プランに伴う再編整備候補案の白紙撤回を求め長野県駒ヶ根工業高等学校の存続を求める意見書
	9月定例会 9/9 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書
	12月定例会 12/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・地域中核病院の医師確保対策を求める意見書 ・地域中核病院の産婦人科及び小児科医師確保を求める意見書 ・児童扶養手当の減額取り止めなどに関する意見書 ・患者・国民負担増の中止と保険で安心してかかる医療を求める意見書

平成18年	3月定例会 3/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業を防災、生活関連に転換し、国土交通省の事務所の執行体制等の拡充を求める意見書 ・出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書
	6月定例会 6/23 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書 ・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書
	9月定例会 9/22 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書
	第2回臨時会 10/11 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・道路特定財源を一般財源化など他に転用しないことを求める意見書
	12月定例会 12/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・(主)竜東線「中平～日曾利間」の早期着工を求める意見書 ・安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書 ・トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書
平成19年	3月定例会 3/15 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書 ・日豪EPA/FTA交渉に対する意見書
	6月定例会 6/13 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書 ・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書 ・長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書 ・日豪EPA交渉及びWTO農業交渉に関する意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書
	9月定例会 9/10 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医師の確保並びに産科医師不在の中で安心して妊娠・出産・子育てができる環境の早急な整備を求める意見書
	9月定例会 9/21 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・道路特定財源確保の意見書
	12月定例会 12/20 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・上伊那圏内において安心して安全な出産ができる環境を整えるための対策と援助を求める意見書 ・「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書 ・道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書 ・医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確立を緊急に求める意見書

平成 20 年	3月定例会 3/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書
	6月定例会 6/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書 ・「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書 ・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書 ・「長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書
	9月定例会 9/11 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所存続に関する意見書
	12月定例会 12/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・介護労働者の処遇改善を求める意見書 ・介護保険制度の抜本的改善を求める意見書
平成 21 年	3月定例会 3/13 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染米事件の全容解明と対策を求める意見書 ・協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書の提出 ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書 ・市町村国保の健全な発展を求める意見書 ・共済法制定を求める意見書
	6月定例会 6/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書 ・「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書 ・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書 ・長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書
	9月定例会 9/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書 ・所得税法第56条の廃止を求める意見書 ・「国道153号伊南バイパス」「主要地方道伊那生田飯田線」早期全線開通の実現を求め「高速道路料金無料化」に反対する意見書
	12月定例会 12/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒブワクチンの早期定期予防接種化等を求める意見書 ・高齢者の肺炎球菌予防接種への公費助成等に関する意見書 ・水力発電施設周辺地域交付金（電源立地地域対策交付金制度）の交付期間延長等を求める意見書
平成 22 年	3月定例会 3/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の住民意志の尊重を日本政府に求める意見書 ・ヒロシマ・ナガサキ議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

平成 22 年	6月定例会 6/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書 ・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書 ・長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書 ・子宮頸がん予防ワクチン接種の公費負担を求める意見書 ・農業農村整備事業や鳥獣被害防止総合対策交付金などの農業予算増額を求める意見書 ・国の鳥獣被害防止総合対策交付金へ長野県が上乘せ補助を求める意見書
	9月定例会 9/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・水・環境保全向上対策事業の継続実施を求める意見書
	12月定例会 12/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対を求める意見書 ・I L O看護職員条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める意見書
平成 23 年	3月定例会 3/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書 ・脳損傷者支援法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書 ・保育制度改革に関する意見書
	6月定例会 6/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書 ・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書 ・長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書 ・福島第一原発の事故対策の強化、原子力対策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書
	12月定例会 12/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・郵政改革法案の国会での十分な議論を求める意見書 ・T P P（環太平洋経済連携協定）交渉参加反対を求める意見書 ・発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める意見書 ・消費税増税を行わないことを求める意見書 ・住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書
平成 24 年	3月定例会 3/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・保育制度改革に関する意見書 ・長野県森林づくり県民税の継続を求める意見書
	6月定例会 6/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書 ・新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書

平成24年	9月定例会 9/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 交渉参加表明断固反対を求める意見書 ・ 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書 ・ 一般国道153号の指定区間編入を求める意見書 ・ オスプレイの普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書
	12月定例会 12/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書 ・ 原子力発電所の安易な前倒し再稼働の絶対反対と廃炉に向けた取り組みを求める意見書
平成25年	6月定例会 6/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方財政の充実・強化を求める意見書 ・ 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書 ・ 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・ T P P に断固反対する意見書
	9月定例会 9/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野地方裁判所各支部における労働審判事件の取り扱いの開始を求める意見書 ・ 道州制導入に断固反対する意見書
	12月定例会 12/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定秘密保護法」の慎重な運用を求める意見書 ・ 生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書 ・ 介護保険制度の要支援者給付を市町村事業とすることに反対する意見書
平成26年	3月定例会 3/20 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書
	6月定例会 6/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者保護のための法整備を求める意見書 ・ 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・ 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書
	9月定例会 9/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長に関する意見書 ・ 「手話言語法」制定を求める意見書 ・ 農業改革における慎重な論議と自己改革を基本とした支援を求める意見書 ・ だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書 ・ 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書 ・ 集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書

平成 26 年	1 2月定例会 12/15 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業・地域の活力創造プランの見直しによる農業改革を求める意見書 ・政府による緊急の過剰米処理を求める意見書 ・国による森林整備の推進を求める意見書 ・介護従事者の処遇改善を求める意見書 ・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書
平成 27 年	3月定例会 3/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作農家の経営の安定を求める意見書 ・地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書 ・地方の高速道路料金割引率の復元を求める意見書
	6月定例会 6/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・年金積立金を被保険者の利益のために安全かつ確実に運用するよう求める意見書 ・国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書 ・地方自治の尊重を政府に求める意見書
	1 2月定例会 12/22 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書 ・T P P交渉大筋合意に関する意見書 ・放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書
平成 28 年	3月定例会 3/15 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法改正の国民的論議を保障するため安倍首相に十分な見解表明を求める意見書
	6月定例会 6/15 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書 ・T P Pに関する情報開示の徹底と国会決議の尊重、持続可能な農業政策の確立を求める意見書
	9月定例会 9/21 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める意見書 ・臨時国会で拙速にT P P協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書

平成 28 年	1 2 月定例会 12/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 ・国会議員選挙における地方代表の確保を求める意見書 ・給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書 ・軽油取引税の課税免除措置の継続を求める意見書
平成 29 年	3 月定例会 3/ 9 議決	・子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書
	3 月定例会 3/13 議決	・オスプレイの飛行訓練についての意見書
	6 月定例会 6/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・慎重な憲法審議を求める意見書 ・国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
	9 月定例会 9/20 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備予算の拡充及び道路整備事業に係る補助率等嵩上げ措置の継続等を求める意見書 ・廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書
平成 30 年	1 2 月定例会 12/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書 ・米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書 ・慎重な憲法審議を求める意見書
	3 月定例会 3/22 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援策の拡充を通じ、最低賃金の改善を求める意見書 ・日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書
	6 月定例会 6/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・国の責任による 3 5 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書 ・慎重な憲法審議を求める意見書
	9 月定例会 9/20 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器移植の環境整備を求める意見書 ・国の責任で介護職員の待遇改善を求める意見書
平成 31 ・ 令和	1 2 月定例会 12/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書 ・上伊那の高校再編を早急に進めないように求める意見書
	3 月定例会 3/20 議決	・地域からの経済好循環の実現に向け中小企業支援策の拡充と最低賃金の改善を求める意見書
平成 31 ・ 令和	6 月定例会 6/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな過疎対策法の制定に関する意見書 ・国の責任による 3 5 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
	3 月定例会 3/20 議決	・地域からの経済好循環の実現に向け中小企業支援策の拡充と最低賃金の改善を求める意見書

元年	1 2 月定例会 12/17 議決	・ 経路取引税の課税免除措置の継続を求める意見書
令和2年	3 月定例会 3/23 議決	・ 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 ・ 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書 ・ 国民健康保険への財政支援の増額を求める意見書
	6 月定例会 6/17 議決	・ 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書 ・ 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・ 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書 ・ 地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書 ・ 新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実強化を求める意見書
	9 月定例会 9/18 議決	・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 ・ 種苗法「改正」の中止を求める意見書 ・ 上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書 ・ 上伊那地域の高校再編に関する意見書
	1 2 月定例会 12/15 議決	・ 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書 ・ すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書 ・ 国土強靱化対策の推進を求める意見書
令和3年	6 月定例会 6/16 議決	・ 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書 ・ 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 ・ 核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書
	9 月定例会 9/17 議決	・ コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
	1 2 月定例会 12/16 議決	・ 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書 ・ インボイス制度の導入にあたり国民に丁寧な説明を求める意見書
令和4年	3 月定例会 3/18 議決	・ 基幹産業である農業の持続可能な経営のための支援を求める意見書
	6 月定例会 6/15 議決	・ インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書 ・ ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書 ・ 水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める意見書

		・「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書
	9月定例会 9/15 議決	・不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書
	第5回臨時会 12/20 議決	・安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書 ・肥料高騰対策を踏まえた支援の拡充を求める意見書

4 決議の議決状況

(平成元年～令和4年3月)

議決年月日		決 議 件 名
元年	9月定例会 (9/29 議決)	米軍機の飛行訓練中止に関する決議
2年	6月定例会 (6/20 議決)	「ゆとり宣言」の決議
	12月定例会 (12/19 議決)	北方領土の早期返還を求める要望決議
3年	12月定例会 (12/17 議決)	太平洋戦争50年に際し、侵略戦争を反省し永久の不戦を誓う決議
4年	9月定例会 (9/28 議決)	環境宣言に関する決議
5年	12月定例会 (12/21 議決)	暴力追放に関する決議
6年	9月定例会 (9/22 議決)	農産物自給向上宣言に関する決議
7年	9月定例会 (9/25 議決)	核兵器全面禁止条約の締結 中国・フランスの核実験中止を求める決議
8年	3月定例会 (3/22 議決)	人権尊重の町宣言に関する決議
9年	6月定例会 (6/24 議決)	違法銃器を根絶するための決議
10年	6月定例会 (6/19 議決)	核実験の中止と核兵器の廃絶を求める決議
11年	3月定例会 (3/17 議決)	地方分権の実現に関する決議
	9月定例会 (9/22 議決)	夜光反射・シートベルト着用宣言に関する決議
12年	6月定例会 (7/ 5 議決)	青色申告と期限内納税を推進する町の宣言に関する決議
16年	9月定例会 (9/21 議決)	駒ヶ根工業高等学校の存続を求める決議
18年	6月定例会 (6/23 議決)	飯島郵便局の郵便物の集配、貯金・保険の集金業務の存続を求める決議
	12月定例会 (12/8 議決)	飯島町飲酒運転撲滅を宣言する決議
23年	12月定例会 (12/16 議決)	発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める決議
26年	12月定例会 (12/15 議決)	特殊詐欺被害を防止し、町民の安全と安心を確保する決議
		国による森林整備の推進を求める決議

27年	6月定例会（6/16議決）	「非核・平和宣言の町」に反する安保関連法案に反対する決議
	12月定例会（12/22議決）	東日本大震災からの復興と大規模災害対策確立に関する決議
		地方創生の推進に関する決議
		町村税財源の拡充強化に関する決議
		T P Pに関する決議
		参議院選挙制度改革に関する決議
		日米地位協定の見直しに関する決議
31年	3月定例会（3/20議決）	J A上伊那長期構想・3ヶ年計画の再考を求める決議
R02年	3月定例会（3/23議決）	新型コロナウイルス感染症拡大に対し、行政の速やかな対応を求める決議
R02年	第4回臨時会（5/22議決）	コロナ感染症蔓延の中で事業者へのきめ細かな支援を求める決議
R04年	3月定例会（3/8議決）	ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議
R05年	3月定例会（3/17議決）	第19号議案 令和5年度飯島町一般会計予算に対する付帯決議

5 長野県町村議会議長会表彰被表彰者名簿

(昭和60年4月以降)

被表彰者氏名	表彰年月日	規程該当条項	備 考
林 英 彦	昭和 62 年	第 1 条第 3 号	議員在職 11 年以上
片 桐 正 市	昭和 63 年	〃	〃
高 坂 昇	〃	〃	〃
小 林 勝	〃	〃	〃
中 野 武 司	〃	〃	〃
松 下 正 一	〃	〃	〃
宮 下 実 雄	平成元年 10 月 23 日	第 1 条第 2 号	議長在職 6 年以上
大 西 博	平成 4 年 9 月 16 日	第 1 条第 3 号	議員在職 11 年以上
上 山 儀 一	〃	〃	〃
竹 内 昭 文	〃	〃	〃
千 村 秋 太 郎	〃	〃	〃
小 池 好 高	平成 8 年 9 月 17 日	第 1 条の 2	議員在職 18 年以上
林 英 彦	〃	〃	〃
藤 井 房 隆	〃	第 1 条第 3 号	議員在職 10 年以上
森 岡 一 雄	〃	〃	〃
宮 下 岩 夫	〃	〃	〃
岩 田 典	〃	〃	〃
堀 越 幸 夫	平成 11 年 10 月 20 日	〃	〃
富 永 明	〃	〃	〃
桃 澤 あ や 子	〃	〃	〃
高 坂 俊 雄	〃	〃	〃
森 谷 栄 一	〃	〃	〃
星 野 光 希	〃	〃	〃
森 岡 一 雄	平成 15 年 10 月 15 日	第 1 条の 2	議員在職 18 年以上
熊 谷 初 男	〃	第 1 条第 3 号	議員在職 10 年以上
織 田 信 行	平成 19 年 10 月 30 日	第 1 条第 2 号	議員在職 10 年以上
曾 我 弘	〃	〃	〃
野 村 利 夫	〃	〃	〃
三 浦 寿 美 子	〃	〃	〃

被表彰者氏名	表彰年月日	規程該当条項	備 考
松 下 寿 雄	平成 23 年 10 月 26 日	第 1 条第 2 号	議員在職 10 年以上
平 澤 晃	〃	〃	〃
松 下 寿 雄	平成 26 年 10 月 28 日	第 1 条第 1 号	議長在職 5 年以上
竹 沢 秀 幸	平成 27 年 10 月 27 日	第 1 条第 2 号	議員在職 10 年以上
坂 本 紀 子	〃	〃	〃
三 浦 寿 美 子	〃	第 1 条の 2	議員在職 18 年以上
堀 内 克 美	令和元年 10 月 23 日	第 1 条の 2	議員在職 10 年以上

6 全国町村議会議長会表彰被表彰者名簿

(昭和 60 年 4 月以降)

被表彰者氏名	表彰年月日	規程該当条項	備 考
大 沢 喜 一	昭和 63 年 12 月	第 1 条第 3 号	議員在職 15 年以上
小 池 好 高	〃	〃	〃
湯 沢 喜 代 七	〃	〃	〃
飯 島 町 議 会	平成 3 年 2 月 6 日	第 1 条第 7 号	優良町村議会表彰
宮 下 実 雄	〃	第 1 条の 2	議員在職 30 年以上
	〃	(特別) 表彰 第 1 条第 2 号	議長在職 7 年以上
林 英 彦	〃	第 1 条第 3 号	議員在職 15 年以上
宮 下 岩 夫	平成 13 年 2 月 7 日	第 1 条第 3 号	〃
森 岡 一 雄	〃	〃	〃
堀 越 幸 夫	平成 17 年 2 月 9 日	第 1 条第 3 号	議員在職 15 年以上
高 坂 俊 雄	〃	〃	〃
星 野 光 希	〃	〃	〃
桃 澤 あ や 子	〃	〃	〃
飯 島 町 議 会	平成 21 年 2 月 6 日	第 1 条第 7 号	優良町村議会表彰
三 浦 寿 美 子	平成 25 年 3 月 6 日	第 1 条第 3 号	議員在職 15 年以上
松 下 寿 雄	平成 29 年 2 月 8 日	第 2 条第 4 号	議員在職 15 年以上
		第 2 条第 2 号	議長在職 7 年以上
竹 沢 秀 幸	令和 3 年 2 月 9 日	第 2 条第 4 号	議員在職 15 年以上
坂 本 紀 子	〃	〃	〃

7 歴代飯島町議会正副議長名簿

議 長			副 議 長					
氏 名	就 任	退 任	氏 名	就 任	退 任			
米山 直衛	昭 31・10・ 2	昭 32・ 3・31	片桐源太郎	昭 31・10・ 2	昭 32・ 3・31			
池上 正	32・ 4・ 1	37・ 3・10	竹澤 俊二	32・ 4・ 1	40・ 3・31			
河野 敏雄	37・ 3・13	43・ 4・ 1				早稲田吉次	40・ 4・ 1	42・ 3・31
						満澤 哲三	42・ 4・ 1	43・ 4・ 5
満澤 哲三	43・ 4・ 6	44・ 3・31	飯島 英雄	43・ 4・ 6	43・10・19			
林 甚平	44・ 4・ 1	46・ 3・31	早稲田吉次	44・ 4・ 1	46・ 3・31			
早稲田吉次	46・ 4・ 1	52・ 3・31	小林 秀彰	46・ 4・ 1	50・ 3・31			
			片桐 一雄	50・ 4・ 1	52・ 3・31			
太田 主計	52・ 4・ 1	56・ 3・31	宮下 実雄	52・ 4・ 1	56・ 3・31			
宮下 実雄	56・ 4・ 1	60・ 3・31	伊藤 明夫	56・ 4・ 1	58・ 3・31			
			湯沢喜代七	58・ 4・ 1	60・ 3・31			
湯沢喜代七	60・ 4・ 1	62・ 3・31	大沢 喜一	60・ 4・ 1	62・ 3・31			
宮下 実雄	62・ 4・ 1	平 5・ 3・31	小林 勝	62・ 4・ 1	平元・ 3・31			
			大西 博	平元・ 4・ 1	3・ 3・29			
			林 英彦	3・ 3・29	4・ 3・ 4			
			小池 好高	4・ 3・ 9	5・ 3・31			
上山 儀一	平 5・ 4・ 6	7・10・16	岩田 典	5・ 4・ 6	7・ 3・29			
小池 好高	7・10・19	9・ 3・31	藤井 房隆	7・ 3・29	9・ 3・31			
宮下 岩夫	9・ 4・ 4	13・ 3・31	森岡 一雄	9・ 4・ 4	11・ 3・30			
			星野 光希	11・ 3・30	13・ 3・31			
堀越 幸夫	13・ 4・ 4	17・ 3・31	熊谷 初男	13・ 4・ 4	15・ 3・31			
			高坂 俊雄	15・ 4・ 1	17・ 3・31			
野村 利夫	17・ 4・ 6	19・ 3・29	織田 信行	17・ 4・ 6	19・ 3・29			
織田 信行	19・ 3・29	21・ 3・31	松下 寿雄	19・ 3・29	21・ 3・31			
松下 寿雄	21・ 4・ 2	29・ 3・ 31	平澤 晃	21・ 4・ 2	25・ 3・31			
			堀内 克美	25・ 4・ 2	27・ 3・30			
			竹沢 秀幸	27・ 3・30	29・ 3・31			
堀内 克美	29・ 4・ 5	令 3・ 3・ 31	中村 明美	29・ 4・ 5	31・ 3・29			
			竹沢 秀幸	31・ 3・29	令 3・ 3・ 31			
折山 誠	令 3・ 4・ 2	令 5・ 3・ 31	宮脇 寛行	令 3・ 4・ 2	令 5・ 3・ 31			
久保島 巖	令 5・ 4・ 1		吉川 順平	令 5・ 4・ 1				

8 歴代飯島町議会議員名簿

昭和 31 年 10 月 4 日現在（定数 37 人） 議 長 米山直衛 副議長 片桐源太郎

職 名	総務委員会	社会文教委員会	経済委員会	土木委員会
委員 長	池上 正	那須野 盛	塚原 亀市	河野 敏雄
副委員 長	紫芝 佑	中村 喜栄	塩澤 延吉	岩村正二郎
委 員	都筑 貞佐	羽生 武司	北澤哈太郎	三石 義一
〃	森岡 二郎	宮澤 端穂	高坂 梅蔵	羽生 守男
〃	斎藤 忠三	野原 治雄	塩澤 一夫	城田久米一
〃	中島 浩	堀内喜久治	大澤 初	今井 半一
〃		宮澤 利忠	小林 覚治	宮下 紀
〃		吉澤 好夫	早稲田吉次	米山 玉助
〃		松村弥次兵衛	竹内 正美	高坂 多門
〃		宮下 邦夫	横田 作市	

（注）昭和 31 年 9 月 30 日 新町発足

昭和 31 年 10 月 4 日 合併後初議会開会

○ 任期 昭和 32 年 4 月 1 日～昭和 36 年 3 月 31 日（定数 24 人）

昭和 32 年 4 月 1 日現在 議 長 池上 正 副議長 竹沢俊二

職 名	総務委員会	社会文教委員会	経済委員会	土木委員会
委員 長	満澤 哲三	宮下 良蔵	塩澤 延吉	河野 敏雄
副委員 長	都筑 貞佐	片桐源太郎	早稲田吉次	斎藤 忠三
委 員	高坂 梅蔵	佐々木達夫	伊藤 鹿義	高坂 多門
〃	小林 治男	池井 五六	堀内喜久治	城田久米一
〃	鈴木 喜寿	宮澤 利忠	林 督都	羽生 守男
〃	竹沢 俊二	野原 治雄	北澤哈太郎	池上 正

（注）野原治雄氏、昭和 33 年 7 月 12 日 死亡

昭和 34 年 4 月 1 日現在 議 長 池上 正 副議長 竹沢俊二

職 名	総務委員会	社会文教委員会	経済委員会	土木委員会
委員 長	都筑 貞佐	宮下 良蔵	林 督都	河野 敏雄
副委員 長	鈴木 喜寿	小林 治男	堀内喜久治	斎藤 忠三
委 員	満澤 哲三	池井 五六	伊藤 鹿義	高坂 多門
〃	高坂 梅蔵	宮澤 利忠	早稲田吉次	城田久米一
〃	佐々木達夫	片桐源太郎	北澤哈太郎	羽生 守男
〃	竹沢 俊二		塩澤 延吉	池上 正

○ 任期 昭和 36 年 4 月 1 日～昭和 40 年 3 月 31 日（定数 24 人）

昭和 36 年 4 月 1 日現在 議長 池上 正 副議長 竹沢 俊二

職名	総務委員会	社会文教委員会	経済委員会	土木委員会
委員長	都筑 貞佐	河野 敏雄	林 督都	塩澤 延吉
副委員長	池井 五六	高坂 多門	早稲田吉次	宮澤 利忠
委員	鈴木 喜一	片桐 一雄	唐沢 数一	小林 功男
〃	飯島 英雄	満澤 哲三	米澤 一	岩村正二郎
〃	堀越 清志	星野 友一	塚原 亀一	上山 伊一
〃	竹澤 俊二	田中 一男	宮澤 富雄	池上 正

(注) 池上 正氏 昭和 37 年 3 月 10 日 死亡
 河野敏雄氏 昭和 37 年 3 月 13 日 議長就任
 満沢哲三氏 昭和 37 年 3 月 22 日 社会文教委員長就任
 池井五六氏 昭和 38 年 2 月 28 日 退職

昭和 38 年 4 月 1 日現在 議長 河野敏雄 副議長 竹澤 俊二

職名	総務委員会	社会文教委員会	経済委員会	土木委員会
委員長	都筑 貞佐	満澤 哲三	林 督都	塩澤 延吉
副委員長	飯島 英雄	高坂 多門	早稲田吉次	宮澤 利忠
委員	鈴木 喜一	片桐 一雄	唐沢 数一	小林 功男
〃	堀越 清志	星野 友一	米澤 一	岩村正二郎
〃	竹澤 俊二	田中 一男	塚原 亀一	上山 伊一
〃		河野 敏雄	宮澤 富雄	

○ 任期 昭和 40 年 4 月 1 日～昭和 44 年 3 月 31 日（定数 24 人）

昭和 40 年 4 月 1 日現在 議長 河野敏雄 副議長 早稲田吉次

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	林 督都	満澤 哲三	米澤 一	岩村正二郎
副委員長	飯島 英雄	片桐 一雄	上山 伊一	星野 友一
委員	伊藤 祥二	下平 一夫	工藤 茂美	鈴木 喜義
〃	小林 清	宮下 俊美	山田 庄司	下島 久章
〃	早稲田吉次	林 甚平	上沼 弘道	片桐 清
〃	島崎 義雄	河野 敏雄	小林 秀彰	太田 主計

(注) 上山伊一氏 昭和 41 年 9 月 25 日 死亡
 工藤茂美氏 産業副委員長就任

昭和 42 年 4 月 1 日現在 議長 河野敏雄 副議長 満澤哲三

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	飯島 英雄	片桐 一雄	米澤 一	岩村正二郎
副委員長	早稲田吉次	下平 一夫	上沼 弘道	星野 友一
委員	伊藤 祥二	宮下 俊美	山田 庄司	鈴木 喜義
〃	小林 清	林 甚平	小林 秀彰	下島 久章
〃	林 督都	島崎 義雄	満澤 哲三	片桐 清
〃		河野 敏雄	工藤 茂美	太田 主計

(注) 河野敏雄氏 昭和 43 年 4 月 1 日 死亡
 満澤哲三氏 昭和 43 年 4 月 6 日 議長就任
 飯島英雄氏 昭和 43 年 4 月 6 日 副議長就任、同年 10 月 19 日 死亡
 早稲田吉次氏 昭和 43 年 4 月 15 日 総務委員長就任

○ 任期 昭和 44 年 4 月 1 日～昭和 48 年 3 月 31 日 (定数 22 人)

昭和 44 年 4 月 1 日現在 議長 林 甚平 副議長 早稲田吉次

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	片桐 一雄	下平 一夫	上沼 弘道	下島 久章
副委員長	下平 誠	太田 主計	小林 秀彰	鈴木 喜義
委員	林 甚平	伊藤 明夫	早稲田吉次	熊谷 伊助
〃	杉原 平男	溝口 澄人	中村 貞一	宮下 実雄
〃	竹澤 保	八田 晴夫	村澤 為雄	小林 義一
〃			原 恭一	中原 利雄

昭和 46 年 4 月 1 日現在 議長 早稲田吉次 副議長 小林秀彰

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	片桐 一雄	下平 一夫	上沼 弘道	下島 久章
副委員長	下平 誠	太田 主計	原 恭一	鈴木 喜義
委員	杉原 平男	伊藤 明夫	林 甚平	熊谷 伊助
〃	竹澤 保	溝口 澄人	中村 貞一	宮下 実雄
〃	早稲田吉次	八田 晴夫	村澤 為雄	小林 義一
〃			小林 秀彰	中原 利雄

(注) 下島久章氏 昭和 46 年 9 月 22 日 死亡
 鈴木喜義氏 昭和 46 年 10 月 23 日 建設委員長就任

○ 任期 昭和 48 年 4 月 1 日～昭和 52 年 3 月 31 日（定数 22 人）

昭和 48 年 4 月 1 日現在 議長 早稲田吉次 副議長 小林秀彰

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	片桐 一雄	伊藤 明夫	熊谷 伊助	宮下 実雄
副委員長	杉原 平男	中村 貞一	原 恭一	太田 主計
委員	小林 正郁	坂下 信次	小林 義一	大沢 喜一
〃	座光寺 保	扇島 徳夫	湯沢喜代七	小池 好高
〃	早稲田吉次	吉澤 益美	小川 澄夫	竹澤 保
〃			小林 秀彰	池上 勇

(注) 小林義一氏 昭和 48 年 9 月 12 日 死亡

小川澄夫氏 昭和 49 年 7 月 24 日 死亡

昭和 50 年 4 月 1 日現在 議長 早稲田吉次 副議長 片桐一雄

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	杉原 平男	伊藤 明夫	熊谷 伊助	宮下 実雄
副委員長	座光寺 保	中村 貞一	原 恭一	太田 主計
委員	小林 正郁	坂下 信次	湯沢喜代七	池上 勇
〃	竹澤 保	吉澤 益美	小林 秀彰	大沢 喜一
〃	片桐 一雄	扇島 徳夫	早稲田吉次	小池 好高
〃			*小林 平八	*那須野 護
				*林 英彦

(注) *小林平八氏、那須野護氏、林英彦氏、昭和 50 年 11 月 30 日補欠選挙により就任

杉原平男氏 昭和 50 年 8 月 31 日 死亡

太田主計氏 昭和 50 年 9 月 9 日 総務委員長就任

池上 勇氏 昭和 50 年 9 月 9 日 建設副委員長就任

○ 任期 昭和 52 年 4 月 1 日～昭和 56 年 3 月 31 日（定数 20 人）

昭和 52 年 4 月 1 日現在 議長 太田主計 副議長 宮下実雄

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	伊藤 明夫	吉澤 益美	湯沢喜代七	大沢 喜一
副委員長	座光寺 保	坂下 信次	小池 好高	小林 正郁
委員	高坂 昇	中村 貞一	村田 正	那須野 護
〃	松下 正一	中野 武司	小林 平八	片桐 正市
〃	宮下 実雄	小林 勝	太田 主計	林 英彦

昭和 54 年 4 月 1 日現在 議長 太田主計 副議長 宮下実雄

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	伊藤 明夫	吉沢 益美	湯沢喜代七	大沢 喜一
副委員長	座光寺 保	坂下 信次	小池 好高	小林 正郁
委員	高坂 昇	中村 貞一	村田 正	那須野 護
〃	松下 正一	中野 武司	小林 平八	片桐 正市
〃	宮下 実雄	小林 勝	太田 主計	林 英彦

○ 任期 昭和 56 年 4 月 1 日～昭和 60 年 3 月 31 日 (定数 20 人)

昭和 56 年 4 月 1 日現在 議長 宮下実雄 副議長 伊藤明夫

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	小林 正郁	坂下 信次	林 英彦	大沢 喜一
副委員長	松下 正一	中村 貞一	村田 正	片桐 正市
委員	竹内 昭文	中野 武司	高坂 昇	千村秋太郎
〃	吉沢 益美	小林 勝	大西 博	上山 儀一
〃	伊藤 明夫	宮下 実雄	湯沢喜代七	小池 好高

昭和 58 年 4 月 1 日 議長 宮下実雄 副議長 湯沢喜代七

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	小林 正郁	中野 武司	林 英彦	小池 好高
副委員長	松下 正一	小林 勝	高坂 昇	片桐 正市
委員	竹内 昭文	坂下 信次	村田 正	千村秋太郎
〃	吉沢 益美	中村 貞一	大西 博	上山 儀一
〃	伊藤 明夫	宮下 実雄	湯沢喜代七	大沢 喜一

○ 任期 昭和 60 年 4 年 1 日～平成元年 3 月 31 日 (定数 20 人)

昭和 60 年 4 月 1 日現在 議長 湯沢喜代七 副議長 大沢喜一

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	松下 正一	小林 勝	林 英彦	片桐 正市
副委員長	竹内 昭文	中野 武司	高坂 昇	千村秋太郎
委員	藤井 房隆	岩田 典	大西 博	上山 儀一
〃	竹沢 淳	森岡 一雄	宮下 岩夫	伊藤 明夫
〃	大沢 喜一	湯沢喜代七	宮下 実雄	小池 好高

昭和 62 年 4 月 1 日現在 議 長 宮下実雄 副議長 小林 勝

職 名	総務委員会	厚生文教委員会	建設経済委員会
委員 長	松下 正一	高坂 昇	片桐 正市
副委員長	竹内 昭文	上山 儀一	大西 博
委 員	伊藤 明夫	湯沢喜代七	小池 好高
〃	藤井 房隆	林 英彦	中野 武司
〃	竹沢 淳	森岡 一雄	宮下 岩夫
〃	小林 勝	大沢 喜一	千村秋太郎
〃	宮下 実雄		岩田 典

○ 任期 平成元年 4 月 1 日～平成 5 年 3 月 31 日（定数 18 人）

平成元年 4 月 1 日現在 議 長 宮下実雄 副議長 大西 博

職 名	総務委員会	厚生文教委員会	建設経済委員会
委員 長	上山 儀一	竹内 昭文	千村秋太郎
副委員長	森岡 一雄	藤井 房隆	宮下 岩夫
委 員	大沢 喜一	森谷 栄一	岩田 典
〃	林 英彦	堀越 幸夫	小池 好高
〃	星野 光希	桃沢あや子	高坂 俊雄
〃	宮下 実雄	大西 博	富永 明

平成 3 年 4 月 1 日現在 議 長 宮下実雄 副議長 林 英彦

職 名	総務委員会	厚生文教委員会	建設経済委員会
委員 長	*竹内 昭文	*千村秋太郎	*上山 儀一
副委員長	宮下 岩夫	森岡 一雄	岩田 典
委 員	*林 英彦	大沢 喜一	森谷 栄一
〃	堀越 幸夫	桃沢あや子	藤井 房隆
〃	大西 博	富永 明	高坂 俊雄
〃	小池 好高	宮下 実雄	星野 光希

(注) 林 英彦氏 平成 4 年 3 月 4 日 副議長辞任

小池好高氏 同年 3 月 9 日 副議長就任

平成 3 年 9 月 26 日 議会運営委員会設置 (表中*印)

林 英彦氏 平成 4 年 3 月 9 日 議会運営委員辞任

小池好高氏 平成 4 年 3 月 9 日 議会運営委員就任

○ 任期 平成5年4月1日～平成9年3月31日（定数18人）

平成5年4月6日現在 議長 上山儀一 副議長 岩田 典

職名	総務委員会	厚生文教委員会	建設経済委員会	議会運営委員会
委員長	宮下 岩夫	森岡 一雄	藤井 房隆	岩田 典
副委員長	富永 明	星野 光希	高坂 俊雄	宮下 岩夫
委員	片桐 伝夫	桃沢あや子	森谷 栄一	森岡 一雄
〃	林 英彦	下平 勝雄	堀越 幸夫	藤井 房隆
〃	小池 好高	満沢 集	熊谷 初男	
〃	大沢 喜一	上山 儀一	岩田 典	

平成7年4月1日現在 議長 上山儀一 副議長 藤井房隆

職名	総務委員会	厚生文教委員会	建設経済委員会	議会運営委員会
委員長	森岡 一雄	宮下 岩夫	高坂 俊雄	藤井 房隆
副委員長	森谷 栄一	堀越 幸夫	星野 光希	森岡 一雄
委員	片桐 伝夫	小池 好高	下平 勝雄	宮下 岩夫
〃	岩田 典	熊谷 初男	桃沢あや子	高坂 俊雄
〃	富永 明	満沢 集	大沢 喜一	
〃	林 英彦	上山 儀一	藤井 房隆	
〃		*松村 洋子		

（注）上山儀一氏 平成7年10月16日 退職

小池好高氏 平成7年10月19日 議長就任

*松村洋子氏 平成7年11月19日 補欠選挙により就任

○ 任期 平成9年4月1日～平成13年3月31日（定数18人）

平成9年4月4日現在 議長 宮下岩夫 副議長 森岡一雄

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業建設委員会	議会運営委員会
委員長	星野 光希	森谷 栄一	堀越 幸夫	森岡 一雄
副委員長	熊谷 初男	桃沢あや子	富永 明	星野 光希
委員	円山 正	松村 洋子	曾我 弘	森谷 栄一
〃	高坂 俊雄	北原 武男	満沢 集	堀越 幸夫
〃	三浦寿美子	野村 利夫	織田 信行	
〃	宮下 岩夫	藤井 房隆	森岡 一雄	

平成 11 年 4 月 1 日現在 議長 宮下岩夫 副議長 星野光希

職名	総務委員会	社会文教 委員会	産業建設 委員会	議会運営 委員会	議会報編集 特別委員会
委員長	堀越 幸夫	桃沢あや子	富永 明	星野 光希	星野 光希
副委員長	松村 洋子	織田 信行	満沢 集	堀越 幸夫	桃沢あや子
委員	藤井 房隆	熊谷 初男	野村 利夫	桃沢あや子	織田 信行
〃	北原 武男	高坂 俊雄	三浦寿美子	富永 明	野村 利夫
〃	曾我 弘	円山 正	森岡 一雄		松村 洋子
〃	森谷 栄一	宮下 岩夫	星野 光希		森岡 一雄

(注) 平成 11 年 3 月 17 日 議会報編集特別委員会設置

藤井房隆氏 平成 11 年 5 月 8 日 死亡

○ 任期 平成 13 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日 (定数 16 人)

平成 13 年 4 月 4 日現在 議長 堀越幸夫 副議長 熊谷初男

職名	総務委員会	社会文教 委員会	産業建設 委員会	議会運営 委員会	議会報編集 特別委員会
委員長	高坂 俊雄	織田 信行	桃沢あや子	森岡 一雄	桃沢あや子
副委員長	野村 利夫	三浦寿美子	曾我 弘	野村 利夫	織田 信行
委員	森岡 一雄	大沢 喜一	内山 淳司	織田 信行	森岡 一雄
〃	松下 寿雄	松村 澄人	宮下 覚一	桃沢あや子	宮下 覚一
〃	平沢 晃	星野 光希	熊谷 初男	高坂 俊雄	平沢 晃
〃	堀越 幸夫				熊谷 初男

平成 15 年 4 月 1 日現在 議長 堀越幸夫 副議長 高坂俊雄

職名	総務委員会	社会文教 委員会	産業建設 委員会	議会運営 委員会	議会報編集 特別委員会
委員長	曾我 弘	野村 利夫	織田 信行	桃沢あや子	高坂 俊雄
副委員長	三浦寿美子	松下 寿雄	平沢 晃	内山 淳司	桃沢あや子
委員	内山 淳司	熊谷 初男	森岡 一雄	曾我 弘	松村 澄人
〃	松村 澄人	宮下 覚一	大沢 喜一	野村 利夫	曾我 弘
〃	星野 光希	桃沢あや子	高坂 俊雄	織田 信行	松下 寿雄
〃	堀越 幸夫				織田 信行

(注) 桃沢あや子氏 平成 16 年 6 月 18 日 議会運営委員長・議会報編集特別委員会

副委員長辞任

星野光希氏 平成 16 年 6 月 18 日 議会運営委員長 就任

織田信行氏 平成 16 年 6 月 18 日 議会報編集特別委員会副委員長 就任

宮下覚一氏 平成 16 年 6 月 18 日 議会報編集特別委員会委員 就任

○ 任期 平成 17 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日（定数 12 人）

平成 17 年 4 月 6 日現在 議長 野村利夫 副議長 織田信行

職名	総務産業委員会	厚生文教委員会	議会運営委員会	議会報編集特別委員会
委員長	松下 寿雄	平沢 晃	森岡 一雄	織田 信行
副委員長	内山 淳司	宮下 覚一	松下 寿雄	宮下 覚一
委員	森岡 一雄	宮下 寿	平沢 晃	内山 淳司
〃	三浦寿美子	曾我 弘	三浦寿美子	宮下 寿
〃	竹沢 秀幸	坂本 紀子	宮下 覚一	三浦寿美子
〃	野村 利夫	織田 信行		竹沢 秀幸

（注）平成 17 年 4 月 1 日から 2 常任委員会制

厚生文教委員会の名称変更 平成 18 年 4 月 1 日から社会文教委員会

厚生文教委員がそのまま社会文教委員に就任

平成 19 年 3 月定例会 予算審査特別委員会設置

平成 19 年 4 月 1 日現在 議長 織田信行 副議長 松下寿雄

職名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会報編集特別委員会
委員長	宮下 覚一	内山 淳司	平沢 晃	松下 寿雄
副委員長	宮下 寿	竹沢 秀幸	宮下 覚一	竹沢 秀幸
委員	森岡 一雄	曾我 弘	三浦寿美子	坂本 紀子
〃	坂本 紀子	三浦寿美子	宮下 寿	三浦寿美子
〃	平沢 晃	野村 利夫	内山 淳司	宮下 寿
〃	織田 信行	松下 寿雄		平沢 晃

（注）平成 19 年 9 月定例会 決算審査特別委員会設置

平成 20 年 3 月定例会 予算審査特別委員会設置

○ 任期 平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（定数 12 人）

平成 21 年 4 月 2 日現在 議長 松下寿雄 副議長 平澤 晃

職名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会報編集特別委員会 議会ホームページ運営特別委員会
委員長	竹沢 秀幸	宮下 寿	堀内 克美	三浦寿美子
副委員長	坂本 紀子	三浦寿美子	宮下 寿	宮下 寿
委員	久保島 巖	中村 明美	久保島 巖	久保島 巖
〃	浜田 稔	堀内 克美	中村 明美	中村 明美
〃	北澤 正文	倉田 晋司	竹沢 秀幸	倉田 晋司
〃	松下 寿雄	平澤 晃		竹沢 秀幸

（注）平成 21 年 3 月定例会 予算審査特別委員会設置

平成 23 年 4 月 1 日現在 議長 松下寿雄 副議長 平澤 晃

職名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会報編集特別委員会 議会ホームページ運営特別委員会
委員長	竹沢 秀幸	三浦寿美子	堀内 克美	久保島 巖
副委員長	浜田 稔	北澤 正文	坂本 紀子	中村 明美
委員	久保島 巖	倉田 晋司	三浦寿美子	宮下 寿
〃	宮下 寿	中村 明美	竹沢 秀幸	浜田 稔
〃	堀内 克美	坂本 紀子	北澤 正文	北澤 正文
〃	平澤 晃	松下 寿雄		坂本 紀子

○ 任期 平成 25 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（定数 12 人）

平成 25 年 4 月 2 日現在 議長 松下寿雄 副議長 堀内 克美

職名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会広報委員会
委員長	北沢 正文	竹沢 秀幸	久保島 巖	中村 明美
副委員長	中村 明美	坂本 紀子	坂本 紀子	浜田 稔
委員	本多 昇	久保島 巖	北沢 正文	本多 昇
〃	浜田 稔	三浦寿美子	浜田 稔	久保島 巖
〃	橋場みどり	折山 誠	竹沢 秀幸	橋場みどり
〃	堀内 克美	松下 寿雄		折山 誠

（注）平成 25 年 4 月 1 日から議会広報委員会設置（議会報編集特別委員会及び議会ホームページ運営特別委員会は廃止）

平成 27 年 4 月 1 日現在 議 長 松下寿雄 副議長 竹沢 秀幸

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会広報委員会
委員 長	久保島 巖	中村 明美	北沢 正文	浜田 稔
副委員長	本多 昇	折山 誠	坂本 紀子	橋場みどり
委 員	橋場みどり	北沢 正文	久保島 巖	本多 昇
〃	浜田 稔	堀内 克美	浜田 稔	北沢 正文
〃	坂本 紀子	三浦寿美子	中村 明美	折山 誠
〃	松下 寿雄	竹沢 秀幸		竹沢 秀幸

平成 28 年 4 月 1 日現在 議 長 松下寿雄 副議長 竹沢 秀幸

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会広報委員会
委員 長	久保島 巖	中村 明美	坂本 紀子	浜田 稔
副委員長	本多 昇	折山 誠	久保島 巖	橋場みどり
委 員	橋場みどり	*滝本登喜子	折山 誠	本多 昇
〃	浜田 稔	堀内 克美	浜田 稔	*滝本登喜子
〃	坂本 紀子	三浦寿美子	中村 明美	折山 誠
〃	(欠員)	竹沢 秀幸		竹沢 秀幸

(注) 松下寿雄氏 平成 27 年 8 月 31 日 総務産業委員会委員を辞職

北沢正文氏 平成 27 年 9 月 28 日 退職

*滝本登喜子氏 平成 27 年 11 月 16 日 補欠選挙により就任

○ 任期 平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 (定数 12 人)

平成 29 年 4 月 5 日現在 議 長 堀内 克美 副議長 中村 明美

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会	議会運営委員会
委員 長	久保島 巖	坂本 紀子	橋場みどり	浜田 稔
副委員長	本多 昇	折山 誠	折山 誠	折山 誠
委 員	滝本登喜子	橋場みどり	滝本登喜子	久保島 巖
〃	好村 拓洋	竹沢 秀幸	好村 拓洋	橋場みどり
〃	浜田 稔	三浦寿美子	浜田 稔	坂本 紀子
〃	中村 明美	堀内 克美	坂本 紀子	

(注) 議会広報委員会は平成 29 年 4 月 1 日から常任委員会

平成 31 年 4 月 1 日現在 議 長 堀 内 克 美 副議長 竹 沢 秀 幸

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会	議会運営委員会
委員 長	橋場みどり	折山 誠	滝本登喜子	浜田 稔
副委員長	好村 拓洋	三浦寿美子	好村 拓洋	久保島 巖
委 員	坂本 紀子	滝本登喜子	三浦寿美子	滝本登喜子
〃	浜田 稔	久保島 巖	久保島 巖	橋場みどり
〃	本多 昇	中村 明美	坂本 紀子	折山 誠
〃	竹沢 秀幸	堀内 克美	本多 昇	

○ 任期 令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（定数 12 人）

令和 3 年 4 月 2 日現在 議 長 折 山 誠 副議長 宮 脇 寛 行

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会	議会運営委員会
委員 長	吉川 順平	星野 晃伸	片桐 剛	坂井 活広
副委員長	片桐 剛	伊藤 秀明	久保島 巖	久保島 巖
委 員	浜田 稔	坂本 紀子	浜田 稔	片桐 剛
〃	久保島 巖	三浦寿美子	吉川 順平	吉川 順平
〃	堀内 学	坂井 活広	星野 晃伸	星野 晃伸
〃	宮脇 寛行	折山 誠	堀内 学	

（注）令和 4 年 12 月定例会より、予算・決算特別委員会を廃止

令和 5 年 4 月 1 日現在 議 長 久 保 島 巖 副議長 吉 川 順 平

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会	議会運営委員会
委員 長	宮脇 寛行	星野 晃伸	堀内 学	坂井 活広
副委員長	片桐 剛	堀内 学	坂本 紀子	星野 晃伸
委 員	伊藤 秀明	坂井 活広	伊藤 秀明	伊藤 秀明
〃	折山 誠	坂本 紀子	坂井 活広	宮脇 寛行
〃	浜田 稔	三浦寿美子	宮脇 寛行	堀内 学
〃	吉川 順平	久保島 巖	片桐 剛	

9 議員報酬等（令和5年4月1日現在）

(1) 報酬

(単位：円)

区分	本則報酬月額(16.4.1改正)	附則報酬月額(17.4.1～20.3.31)	町長の給料に対する比率(%)	三役等の給料月額	本則月額(16.4.1改正)	附則月額(26.4.1改正)
議長	288,200	279,600	44.01	町長	689,400	654,900
副議長	220,500	213,900	33.67	副町長	584,200	560,800
常任委員長	210,700	204,400	32.17	収入役	H16.4.1 廃止	
議会運営委員長	210,700	204,400	32.17	教育長	509,500	(～28.3.31) 494,200
議員	198,000	192,100	30.23			
月の途中で就職・退職の場合の報酬支給状況				就・退職	日割額支給	

※ 平成14年4月1日から平成16年3月31日の間条例附則において議員報酬2%減額。この間、町長6%、助役4%、収入役3.5%、教育長3%減額

※ 平成16年4月1日 本則改正（議員2% 町長10% 助役8% 教育長6%）を減額

※ 平成17年4月1日から附則により議員報酬約3%減額（理事者約3%減額）

※ 平成18年4月1日から附則により理事者報酬約5%減額（平成16年対比）

※ 平成20年4月1日から議員報酬は本則適用

※ 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、議員報酬約1%減額

理事者 町長 3%（現行の5%削減を加えて8%削減）

副町長 2%（同7%削減）

教育長 1%（同6%削減）

※ 平成26年4月1日から議員報酬は本則適用

理事者 本則に対する減額

町長 5%、副町長 4%、教育長 3%

※ 平成28年4月1日から教育長は本則適用

理事者 本則に対する減額

町長 5%、副町長 4%

※ 平成31年4月1日から町長、副町長 本則適用

(2) 期末手当支給率

6月支給分	165/100
12月支給分	165/100
合 計	330/100
加算措置	あり
加算割合	40%

(3) 議員報酬の改定経緯

(単位：円)

職 名 改定年月日	議 長	副 議 長	常任委員長 議会運営委員長	議 員
昭32. 4. 1	(年) 27,000	(年) 20,000		(年) 18,000
33. 11. 1	32,000	27,000		24,000
35. 10. 1	(月) 5,500	(月) 4,500		(月) 4,100
38. 10. 1	11,000	8,000		7,000
39. 9. 1	12,600	9,200		8,100
45. 5. 1	31,000	26,000		22,300
46. 5. 1	37,500	31,500		27,000
47. 4. 1	45,000	38,000		33,000
48. 10. 1	70,000	59,000	55,000	51,000
49. 10. 1	95,000	77,000	73,000	68,000
51. 10. 1	105,000	85,000	80,000	75,000
62. 4. 1	191,000	147,000	141,000	131,000
63. 7. 1	205,000	158,000	151,000	141,000
平 2. 4. 1	214,000	165,000	158,000	147,000
3. 4. 1	230,000	176,000	168,000	158,000
4. 4. 1	245,000	187,000	179,000	168,000
7. 4. 1	267,000	202,000	193,000	182,000
8. 4. 1	288,000	220,000	210,000	198,000
13. 4. 1	294,000	225,000	215,000	202,000
14. 4. 1	288,120	220,500	210,700	197,960
16. 4. 1	288,200	220,500	210,700	198,000
17. 4. 1	279,600	213,900	204,400	192,100
20. 4. 1	288,200	220,500	210,700	198,000

職名 改定年月日	議長	副議長	常任委員長 議会運営委員長	議員
25. 7. 1	285,300	218,300	208,600	196,000
26. 4. 1	288,200	220,500	210,700	198,000

※ 平成14年4月1日から平成16年3月31日まで条例附則により報酬月額を2%減額。手当は本則支給

※ 平成16年4月1日から条例本則を改正

※ 平成17年4月1日から(19年度まで継続)条例附則により報酬月額(16.4.1金額)を約3%減額。手当は本則支給

※ 平成20年4月1日から本則支給

※ 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、約1%減額

※ 平成26年4月1日から本則適用

— 資 料 編 —

1 議会関係条例

○飯島町議会基本条例

平成 24 年 12 月 17 日

条例第 30 号

改正 平成 26 年 3 月 20 日条例第 4 号

令和 2 年 12 月 4 日条例第 26 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会と議員の活動原則（第 3 条・第 4 条）

第 3 章 議会運営（第 5 条—第 7 条）

第 4 章 町民と議会の関係（第 8 条・第 9 条）

第 5 章 町長等と議会の関係（第 10 条—第 13 条）

第 6 章 議会機能の強化（第 14 条—第 16 条）

第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 17 条—第 20 条）

第 8 章 議員の定数及び待遇（第 21 条・第 22 条）

第 9 章 最高規範と見直し手続（第 23 条・第 24 条）

附則

私たちの飯島町は、自立のまちづくりを選択した町民の意思を尊重し、安全で安心なより良い暮らしと幸せを願い運営されています。

この中で議会は、町長が独任制の機関として活動するのに対し、合議制の機関として日本国憲法が規定する二元代表制度の一翼を担い、立法・行政的意思決定・行政監視の 3 権限の機能を発揮し、町民の意思を的確に町政運営に反映させ、地域の活性化と福祉の向上のため活動を行っています。

議会は、議会及び議員の責務や活動原則を定め、町民や町長及びその他執行機関（以下「町長等」という。）との関係を明確にして、適切な緊張関係を維持しながら、議会の公正性・透明性・独自性を確保し、町民に開かれた議会を目指すとともに、信頼される議会の実現に向けて、ここに飯島町議会基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の時代にふさわしい議会の基本事項を定め、議会と議員の責務、活動原則、議会と町民との関係、議会と町長等との関係などを明確にし、議会と議員の活性化を図ることにより、町政の発展と町民福祉の向上に寄与し、豊かで明るく住みよい安全安心な飯島町の実現を図ることを目的とします。

(基本理念)

第2条 議会は、町の議事機関として、その議決責任を重く認識し、真の地方自治の実現を目指すものとします。

第2章 議会と議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議会活動を通じ、町政への町民参加を推進し、町民の意見を的確に把握します。

2 議会は、議決や政策提言を通して町民の意見を町政に反映させます。

3 議会は、会議を原則公開します。

4 議会は、町民の立場に立って行財政全般を監視し、議事機関としての結論を広く町民に説明します。

(令和2条例26・一部改正)

(議員の活動原則及び政治倫理)

第4条 議員は、議会が言論の場であることや合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじます。

2 議員は、町民全体の代表者としての倫理を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

3 議員は、日常生活を通じて常に自己研鑽に努め、町民の代表としてふさわしい行動を行います。

(令和2条例26・一部改正)

第3章 議会運営

(議会運営の原則)

第5条 議会は、条例、規則及び規程等を遵守し、町民に開かれた、わかりやすい議会運営に努めます。

2 議会は、議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案や提言を行います。

(令和2条例26・一部改正)

(委員会)

第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営します。

2 委員会は、会議を原則公開します。

(議会全員協議会)

第7条 議会は、毎月定例的に議会全員協議会を開催し、議員の政策形成と立案能力の向上を図ります。

(令和2条例26・追加)

第4章 町民と議会の関係

(町民の参加と協働)

第8条 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的、かつ、政策的見識等を議会の意思決定に反映します。

2 議会は、町民の意見を的確に把握するため、町民との対話を積極的に進めるとともに、各種団体などとの懇談会を開催します。

(令和2条例26・旧第7条繰下・一部改正)

(情報公開)

第9条 議会は、次の各号により、町民に対して議会の情報提供に積極的に努めます。

- (1) 議会刊行物 いいじままち議会だより、議会要覧及び議会のしおり等
- (2) 飯島町役場公式ホームページ内飯島町議会ページ
- (3) ケーブルテレビ
- (4) 報道機関を通しての情報提供

2 議会は、町政に係わる重要な情報を、議会の視点から常に町民に対し、いいじままち議会だよりで知らせます。

(令和2条例26・旧第8条繰下・一部改正)

第5章 町長等と議会の関係

(町長等との基本的関係)

第10条 議会は、町長等と常に適切な緊張関係を保持し、事務執行に対し監視と評価を行うとともに、政策をめぐる論点や争点を明確にし政策提言などを通じて町政の発展に取り組めます。

(令和2条例26・旧第9条繰下・一部改正)

(一般質問)

第11条 議員は、一般質問により町政への疑義を質し、町政運営に対する監視・提言を行い、町の発展と町民福祉の向上に努めます。

2 一般質問は、一問一答方式で行い、論点や争点を明確にして町民にわかりやすい質問に努めます。

(令和2条例26・旧第10条繰下)

(町長等の反問)

第 12 条 町長等は、議長又は委員長の許可を得て、本会議や委員会での議員の質問に対して、答弁に必要な範囲内で反問をすることができます。

(令和 2 条例 26・旧第 11 条繰下)

(町長等による政策形成過程の説明)

第 13 条 議会は、町長等が提案する政策、施策及び事業について、その水準を高めるため、町長等に対して次に掲げる事項を明らかにするよう求めます。

- (1) 政策を必要とする根拠と代替案の検討等提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 町民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画及び関係法令、条例等との整合性
- (5) 政策の財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別及び事業別の説明資料を町長等に求めます。

3 議会は、町長等が策定する各種計画について、分かりやすい説明資料を町長等に求めます。

(令和 2 条例 26・旧第 12 条繰下・一部改正)

第 6 章 議会機能の強化

(議会機能の強化)

第 14 条 議会は、町長等の事務執行に関する監視と評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図ります。

2 議会は、前項の目的を達成のため、適正な議会活動費の確立を目指します。

(令和 2 条例 26・旧第 13 条繰下・一部改正)

(議会の議決事件)

第 15 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の議会の議決事件について、次のとおり定めます。

- (1) 飯島町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 基本構想を実現するための基本的計画で、町政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画の策定、変更又は廃止
- (3) 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 8 条の規定による、飯島町の区域における国土の利用に関する計画の策定、変更又は廃止

(平成 26 条例 4・一部改正、令和 2 条例 26・旧第 14 条繰下)

(事業計画策定・評価・公表)

第 16 条 議会は、毎年度議会事業計画を策定し、実行と評価を全議員で協議し、結果を公表します。

(令和 2 条例 26・追加)

第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備

(研修及び調査研究)

第 17 条 議員及び議会事務局職員は、議会活動のため、積極的に研修などに参加します。

(令和 2 条例 26・旧第 15 条繰下・一部改正)

(交流及び連携の推進)

第 18 条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流し連携を図ります。

(令和 2 条例 26・旧第 16 条繰下)

(議会図書室)

第 19 条 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めます。

(令和 2 条例 26・旧第 17 条繰下)

(議会事務局)

第 20 条 議会は、議員の政策形成や立案能力の向上を図り、議会活動を円滑にかつ効果的に行うため、議会事務局の調査、法務能力の充実強化を図ります。

(令和 2 条例 26・旧第 18 条繰下)

第 8 章 議員の定数及び待遇

(令和 2 条例 26・改称)

(議員定数)

第 21 条 議員定数は、町政の現状と課題、将来予測と展望、行財政改革の視点、議員の果たすべき役割など十分に考慮して定めます。

2 議員定数に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(令和 2 条例 26・旧第 20 条繰下・一部改正)

(議員報酬)

第 22 条 議員報酬は、社会・経済情勢、町の財政状況などを十分に考慮します。

2 議員報酬を改正するに当たっては、町長が審議会などの答申を得て提案する場合のほか、委員会又は議員が改正を提案するときには、明確な改正理由を付して提案します。

3 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(令和 2 条例 26・旧第 21 条繰下・一部改正)

第 9 章 最高規範と見直し手続

(最高規範性)

第 23 条 この条例は、議会における最高の規範であり、議会に関する他の条例などを制定、改廃する場合には、この条例との整合を図ります。

(令和 2 条例 26・旧第 22 条繰下)

(見直し手続)

第 24 条 議会は、町民の意見や社会情勢の変化などにより、条例の目的が達成されているか、委員会及び協議会の事業報告並びに事業計画の都度検証します。

2 議会は、検証の結果、見直しの必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、この条例を改正します。

(令和 2 条例 26・旧第 23 条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年条例第 4 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○飯島町議会の議員の定数を定める条例

平成 12 年 3 月 21 日

条例第 21 号

改正 平成 16 年 6 月 21 日条例第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、飯島町議会の議員の定数は、12 人とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（飯島町議会議員の定数を減少する条例の廃止）

2 飯島町議会議員の定数を減少する条例（昭和 42 年飯島町条例第 28 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の飯島町議会議員の定数を減少する条例に基づく議会の議員の定数については、附則第 1 項の一般選挙までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

○飯島町議会定例会の回数を定める条例

昭和 32 年 8 月 12 日

条例第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定に基づく町議会定例会の回数は、年 4 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯島町議会委員会条例

昭和 63 年 3 月 25 日

条例第 11 号

(全改)

改正 平成 3 年 9 月 24 日条例第 16 号

(題名改称)

平成 5 年 3 月 16 日条例第 2 号

平成 9 年 3 月 18 日条例第 16 号

平成 11 年 12 月 22 日条例第 25 号

平成 12 年 3 月 21 日条例第 22 号

平成 12 年 12 月 27 日条例第 38 号

平成 16 年 3 月 19 日条例第 9 号

平成 16 年 12 月 24 日条例第 20 号

平成 18 年 3 月 20 日条例第 20 号

平成 19 年 3 月 22 日条例第 1 号

平成 25 年 3 月 15 日条例第 15 号

平成 27 年 3 月 6 日条例第 9 号

平成 28 年 5 月 20 日条例第 10 号

平成 29 年 3 月 2 日条例第 8 号

平成 30 年 3 月 23 日条例第 14 号

令和 3 年 12 月 17 日条例第 18 号

目次

第 1 章 通則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 会議及び規律 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 公聴会 (第 21 条—第 26 条)

第 4 章 参考人 (第 27 条)

第 5 章 記録 (第 28 条)

第 6 章 補則 (第 29 条)

附則

第 1 章 通則

(常任委員会の設置)

第 1 条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。

(1) 総務産業委員会 6人

総務課に関する事項

企画政策課に関する事項

産業振興課に関する事項

建設水道課に関する事項

地域創造課に関する事項

会計に関する事項

選挙管理委員会に関する事項

監査委員に関する事項

議会事務局に関する事項

農業委員会に関する事項

他の委員会に属さない事項

(2) 社会文教委員会 6人

住民税務課に関する事項

健康福祉課に関する事項

教育委員会に関する事項

固定資産評価審査委員会に関する事項

(3) 議会広報委員会 6人

議会広報誌の発行のための調査、編集に関する事項

議会ホームページの管理運営に関する事項

その他議会広報に関する事項

(平成 25 条例 15・全改、平成 27 条例 9・平成 28 条例 10・平成 29 条例 8・平成 30 条例 14・一部改正)

(常任委員の任期)

第 3 条 常任委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員の任期の起算)

第 4 条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(議会運営委員会の設置)

第 4 条の 2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、5 人とする。

3 前項の委員の任期については、前 2 条の規定を準用する。

(平成3条例16・追加、平成11条例25・一部改正)

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(平成3条例16・一部改正)

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第6条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、5人とする。

(平成30条例14・追加)

(委員の選任)

第7条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

4 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

5 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。

6 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

7 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(平成3条例16・平成19条例1・平成25条例15・一部改正、平成30条例14・旧第6条繰下・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(平成3条例16・一部改正、平成30条例14・旧第7条繰下)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(平成 30 条例 14・旧第 8 条繰下)

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第 10 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(平成 30 条例 14・旧第 9 条繰下)

(委員長の職務代行)

第 11 条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(平成 30 条例 14・旧第 10 条繰下)

(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)

第 12 条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

(平成 3 条例 16・平成 19 条例 1・一部改正、平成 30 条例 14・旧第 11 条繰下)

第 2 章 会議及び規律

(招集)

第 13 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

3 委員長がやむを得ない理由により、委員会の開催場所への参集が困難と判断する場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）を開催することができる。

4 前項の場合、委員長及び委員は参集しない。ただし、オンラインでこれに参加することが困難な委員長及び委員は、現に参集して、これに参加することができる。

(平成 30 条例 14・旧第 12 条繰下・一部改正、令和 3 条例 18・一部改正)

(定足数)

第 14 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 15 条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第 4 項及び第 5 項の規定により、オンライン委員会に参加した委員長及び委員は、前項の出席委員とする。

(平成 30 条例 14・旧第 13 条繰下・一部改正、令和 3 条例 18・一部改正)

(表決)

第 15 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(平成 30 条例 14・旧第 14 条繰下)

(委員長及び委員の除斥)

第 16 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

(平成 30 条例 14・旧第 15 条繰下・一部改正)

(傍聴の取扱)

第 17 条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(平成 3 条例 16・旧第 17 条繰上、平成 30 条例 14・旧第 16 条繰下)

(秘密会)

第 18 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会に諮って決める。

(平成 3 条例 16・旧第 18 条繰上、平成 30 条例 14・旧第 17 条繰下)

(出席説明の要求)

第 19 条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平成 3 条例 16・追加、平成 12 条例 22・平成 19 条例 1・平成 27 条例 9・一部改正、平成 30 条例 14・旧第 18 条繰下)

(秩序保持に関する措置)

第 20 条 委員会において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を

閉じ、又は中止することができる。

(平成 30 条例 14・旧第 19 条繰下・一部改正)

第 3 章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第 21 条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平成 30 条例 14・旧第 20 条繰下)

(意見を述べようとする者の申出)

第 22 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(平成 3 条例 16・追加、平成 30 条例 14・旧第 21 条繰下)

(公述人の決定)

第 23 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平成 3 条例 16・旧第 21 条繰下・一部改正、平成 30 条例 14・旧第 22 条繰下)

(公述人の発言)

第 24 条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不隠当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平成 3 条例 16・旧第 22 条繰下、平成 30 条例 14・旧第 23 条繰下)

(委員と公述人の質疑)

第 25 条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(平成 3 条例 16・旧第 23 条繰下、平成 30 条例 14・旧第 24 条繰下)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 26 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平成 3 条例 16・旧第 24 条繰下、平成 30 条例 14・旧第 25 条繰下)

第 4 章 参考人

(平成 3 条例 16・追加)

(参考人)

第 27 条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第 24 条、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。

(平成 3 条例 16・追加、平成 30 条例 14・旧第 26 条繰下・一部改正)

第 5 章 記録

(平成 30 条例 14・追加)

(記録)

第 28 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(平成 30 条例 14・追加)

第 6 章 補則

(平成 3 条例 16・旧第 4 章繰下、平成 30 条例 14・旧第 5 章繰下)

(会議規則との関係)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

(平成 3 条例 16・旧第 25 条繰下、平成 30 条例 14・旧第 27 条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

(常任委員会の委員定数の経過措置)

2 昭和 63 年度に限り、改正後の飯島町議会常任委員会及び特別委員会条例第 2 条の規定の適用については、同条中「厚生文教委員会 6 人」とあるのは、「厚生文教委員会 7 人」と、「建設経済委員会 6 人」とあるのは、「建設経済委員会 7 人」とする。

(任期の起算日の経過措置)

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の飯島町議会常任委員会及び特別委員会条例の規定に基づいて、選任されている委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の飯島町議会常任委員会及び特別委員会条例の規定に基づいて選任されたものとみなし、その任期の起算日は、昭和 62 年 4 月 1 日とする。

附 則 (平成 3 年条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の経過措置)

2 この条例による改正後の飯島町議会委員会条例の規定に基づいて選任された議会運営委員の任期は、第4条の2の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

附 則 (平成5年条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第16号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第38号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第9号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則 (平成18年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(常任委員の任期等の経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の飯島町議会委員会条例(以下「改正前条例」という。)の規定により、総務産業委員会に在任する者は総務産業委員会に、厚生文教委員会に在任する者は社会文教委員会にそれぞれ議長から指名されたものとみなす。

3 改正前条例の規定により、選任されている委員長、副委員長及び委員はこの条例の規定により選任されたものとみなし、その任期は第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成19年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第15号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日において教育委員会の委員長又は教育長が、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）における任期中の場合は、この条例による改正後の第 18 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 18 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 28 年条例第 10 号）

この条例は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 8 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 14 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、飯島町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、飯島町情報公開条例（平成12年飯島町条例第1号）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法に

より他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章について同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成

に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第 11 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第 20 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第 12 条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第 2 条第 8 項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の職員に

限るものとする。

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

- 第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のため

めに必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 14 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 49 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第 16 条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準

に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（同項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 20 条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は法令等の規定により公開することができない情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第 24 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、

犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 21 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 22 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 25 条 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にななければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 26 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 45 条第 2 項第 3 号及び第 46 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 20 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 22 条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 45 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 28 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第 24 条第 1 項に規定する通知があった日から 30 日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第 29 条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第 30 条 開示請求に関する手数料は無料とする。ただし、公文書の写し（第 28 条第 1 項に規定による公文書の写しを含む。）の交付を受けるものは、当該公文書の写しの作成又は送付に必要な費用を負担しなければならない。

第 2 節 訂正

(訂正請求権)

第 31 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 38 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第 29 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第 48 条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手續)

第 32 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 37 条 議長は、第 34 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 4 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 7 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第 48 条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第 39 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止業務）

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしていない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 44 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第 45 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年飯島町条例第 2 号）第 1 条に規定する飯島町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第 2 号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第 46 条 第 27 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 5 章 雑則

(適用除外)

第 47 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第 4 節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第 49 条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第 50 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 5 年飯島町条例第 2 号)第 1 条に規定する飯島町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第 51 条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第 52 条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第 6 章 罰則

第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 前 3 条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 57 条 偽りその他不正の手段により、第 24 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○飯島町議会事務局設置条例

昭和 35 年 3 月 16 日

条例第 4 号

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 138 条第 2 項により飯島町議会に事務局を置く。

附 則

この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

2 意見書・決議書（令和4年4月1日～令和5年3月31日議決）

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は収束せず、「農畜産物の消費量の減少」、「販売価格の低迷」、「燃油・肥料・飼料の高騰」などにより地域農業、農業者は深刻な打撃を受けています。多くの農業者が経営を継続するため必死の努力を続けていますが、このままの状況が続けば離農者の増加、地域農業の破綻、引いては地域経済の疲弊を招くことが懸念されています。

こうした厳しい状況の中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が予定されていますが、農業者の大多数は免税事業者であるためインボイスを発行できません。

本則計算の課税事業者にとって、免税事業者からの仕入取引では、仕入税額控除が行えないため消費税負担が増加することとなります。このため、多くが免税事業者である中小規模の農業者は、取引の停止や新規の取引先を獲得しにくくなるという影響、更には値引きを強要されるようなことが懸念されます。

また、農事組合法人形態の集落営農組織では、構成員のほとんどが免税事業者であるため、従事分量配当、作業委託料、機械賃借料、圃場管理料などについて仕入税額控除が出来なくなることになり、消費税の納税負担が増えることで経営継続の危機に立たされる恐れがあります。

上伊那の地では平成19年度からの品目横断的経営所得安定対策を契機に、集落営農の必要性を議論し、中山間地の農業を支える役割を集落営農組織の設立に見出し、現在では49の集落営農法人が各地域の農業の核としての役割を果たしています。集落営農法人の経営収支の悪化は、その構成員にまで波及し、地域全体の農業担い手の減少と、遊休荒廃地の増加などを招く結果となりかねません。

日本の農業者は9割が免税事業者であると言われており、インボイス制度の導入はほとんどの農業者に大きな経済的負担を与えることは間違いなく、担い手不足や高齢化が進む中で、これ以上の負担増は最終的には日本の食にまで影響を与え、食料安全保障上の深刻な問題に発展する可能性すら秘めています。

以上の趣旨から、下記の緩和措置を講じることを強く求めます。

記

1. 直売出荷者などの免税事業者が、一定の要件を満たせばインボイス（適格請求書）を発行できるような特例を設けること。（課税事業者となることで現在の税制上の優遇措置が受けられなくなるため）
2. 人・農地プランの中で、中心的な担い手に位置付けられた集落営農法人等について、「従事分量配当などの支払先である構成員が免税事業者であっても仕入税額控除が受けられる優遇措置」を講じること。

3. 農協等特例の要件で、「対象者は組合員」、「条件は無条件委託方式かつ共同計算方式」と定められているが、JAにおいては、組合員以外の利用や様々な販売方式があり、要件に該当する取引とそうでない取引とを区分することで事務が煩雑化し、経費が増加する。結果として農業者の生産コストの増加につながるものが予想されることから、「対象者を農業者」、「条件を委託方式」として要件を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月15日

長野県上伊那郡飯島町議会

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
内閣官房長官	松野博一	様
農林水産大臣	金子原二郎	様

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し 民主的な政治体制の早期回復を求める意見書

我が国は、ミャンマー連邦共和国に対して、政府開発援助（ODA）を通じ民主化や経済発展のための取り組みを全面的に支援してきた。その中、2021年2月に発生したミャンマー国軍による軍事クーデターは、同国の民主化を阻害した。

この事態に対し、人々の安全保障を外交の柱とする我が国は、ミャンマーに対する援助国として、国際社会と連携しながら、ミャンマー国民の自由と人権を取り戻すための取り組みを積極的に進めることを下記の通り、国会及び政府に強く求める。

記

1. ミャンマーにおける国軍クーデターを強く非難し、自らの自由と人権と民主主義を取り戻すために声を上げ行動するミャンマー国民とともにあることを表明すること。
2. ミャンマー国軍指導部に対し、民間人の虐待行為の即時停止、不当に拘束された国内外の人々の即時解放、民主的な政治体制の早期回復を強く求めること。
3. 国際社会と連携し、あらゆる外交資源を駆使し、人権及び人々の安全保障の尊重の速やかな実現に全力を尽くすとともに、被害を受けた人々に対する緊急支援の提供、ミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に向けて取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月15日

長野県上伊那郡飯島町議会

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 岸田文雄様
外務大臣 林芳正様

水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める意見書

コロナ禍の長期化で農畜産物の需要が減少し、農畜水産物価格が低迷しています。とりわけ2021年産米の生産者価格は1俵(60^{キロ})9,000円から7,000円台と大暴落しました。

農業経営が重大な危機に直面している中で、政府は水田活用直接支払交付金を見直す方針を明らかにしています。

その内容は、畦や水路があっても5年間、一度も水稻の作付けが行われない水田を交付対象から除外する、多年生牧草への交付金を現在の10^{ヘクタール}あたり3.5万円から1万円に大幅に減額すること、飼料用米の複数年加算(10^{ヘクタール}あたり1.2万円)を廃止することなどです。

長年、生産調整に協力し、転作作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する、重大な裏切りであると言わざるを得ません。

ここ数年、麦・大豆・なたね・そばなどの戦略作物の価格暴落は深刻です。輸入飼料の安定供給も危ぶまれています。こうしたなかで交付金がカット・削減されれば営農が根底から危ぶまれ、定着させてきた転作が困難になることは明らかです。その結果、離農が加速され、地域経済にも重大な影響をもたらすこととなります。

地域農業を維持し、食料自給率向上を確実に高めるためには交付金の削減ではなく、施策の充実と予算の拡充が求められます。

政府におかれましては、水田活用直接支払交付金の見直しを中止し、食料自給率が低い畑作物などへの支払額の増額を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月15日

長野県上伊那郡飯島町議会

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 岸田文雄様
農林水産大臣 金子原二郎様
財務大臣 鈴木俊一様

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

2021年度からの5年計画で小学校は35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、中学校は40人のままです。「新しい生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。長野県内では1月27日から「蔓延防止等重点措置」が適用され、3月6日に終了となりましたが、新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。また、新学習指導要領への対応や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、2021年度から順次展開されている小学校の35人学級の早期完全実施と中学校・高校も見据えた、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革について」などの政府・与党の決定を経て、平成18年度税制改正において、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2023年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。
2. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月15日

長野県上伊那郡飯島町議会

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 岸田文雄様
財務大臣 鈴木俊一様
総務大臣 金子恭之様
文部科学大臣 末松信介様

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

令和2年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で19万6,127人と7年連続で増加しており、長野県内でも3,800人が不登校と、依然高水準で推移している。

また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上の条件に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと言え、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月3万3千円程度(文科省調べ)という経済的負担に加え、身近に通う民間施設が無い場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければならない。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているのに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくない。

現状では、教育機会確保法第3条第2項に規定された基本理念に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考える。

よって国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、次の事項について強く要請する。

記

1 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。

2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月15日

長野県上伊那郡飯島町議会

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	尾辻秀久	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
内閣官房長官	松野博一	様
総務大臣	寺田稔	様
財務大臣	鈴木俊一	様
文部科学大臣	永岡桂子	様

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、医師・看護師・ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況です。16時間を連続で働き続けなくてはならない苛酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

私たちは、安全・安心の医療・介護の実現のために下記の事項について国に要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を見直す際には慎重に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月20日

長野県上伊那郡飯島町議会

内閣総理大臣 岸田文雄様
厚生労働大臣 加藤勝信様
財務大臣 鈴木俊一様
総務大臣 松本剛明様

肥料高騰対策を踏まえた支援の拡充を求める意見書

飯島町では、農業が基幹産業となっており、今後も重要な産業として積極的な支援に取り組んでおります。

さて、2019 年末に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界のあらゆる物流が滞ったことで、食料自給率の向上が重要になっております。

また、今年 2 月に始まったロシアのウクライナ侵略は、世界の食糧と生産に欠かせない肥料の流通をより一層困難とし、肥料価格の高騰を招きました。

国の「肥料価格高騰対策」は、化学肥料の使用量を減らす取り組みが前提となっているうえに、補助される肥料価格の上昇率は一律となっているため尿素など上昇率の高い肥料には対応していません。

秋肥で見れば、政府発表 1.4 倍の上昇率に対して肥料価格の 15%未滿の支援金となっています。

このままでは、離農する農家が増え、新規就農者が就農しにくい状態が続くことが予想され、町の基幹産業である農業を守ることが難しくなると考えます。

については、基幹産業である農業を守るため、下記の事項について国に要望します。

記

1. 各肥料の価格上昇率に対応するように補助の拡充をすること。
2. 新規就農者がやりがいをもって農業に取り組めるよう支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月20日

長野県上伊那郡飯島町議会

衆議院議長 細田博之 様
参議院議長 尾辻秀久 様
内閣総理大臣 岸田文雄 様
農林水産大臣 野村哲郎 様
財務大臣 鈴木俊一 様

第19号議案 令和5年度飯島町一般会計予算に対する付帯決議

標記予算書 02 款 01 項 12 目 (1861) 防災対策費 12 節委託料の「同報系防災行政無線操作卓等改修業務 50,000 千円の審査をしたところ、(1) その価格根拠が十分に説明されず(2) 現行操作卓納入事業者との随意契約とする理由も理解に足る説明が得られなかった。

説明不足の端的な例を挙げれば

(1) 当該操作卓価格の明細はもとより、ハードウェアとソフトウェアのコスト配分比さえ明示されない。

(2) 操作卓と音響系*とは、広く知られた技術による接続方法であるので、現納入事業者に受注が限定されるべき条件は無いと考えられる。

*注: 町内の屋外スピーカーや電話等で、今回改修の対象外

前記事業の必要性は認めるものの、金額の妥当性を審査での説明から判断することは困難である。

現下の状況で予算を適正に執行するため、受注者を一般競争入札によって選定するよう求める。

以上、決議する。

令和5年3月17日

長野県上伊那郡飯島町議会